

議員提出議案第 3 号

ロシアのウクライナ侵略に対する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月2日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川 隆夫
鎌田 聰
城下 広作
坂田 孝光

熊本県議会議長 小早川 宗 弘 様

ロシアのウクライナ侵略に対する決議

2月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このことは、力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土を侵害する明白な国際法違反で、国際秩序の根幹を揺るがす行為として、断じて許容できず、我が国の安全保障の観点からも決して看過できない。

国際社会ひいては我が国の平和と安全を著しく損なう、明らかに国連憲章に違反する行為であるとともに、ウクライナに拠点を持つ日本企業や現地在留邦人が緊迫した状況に置かれており、断じて容認できない暴挙である。

ここに、熊本県議会は、ロシアに対し一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。

また、政府においては、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議し、即時に完全かつ無条件でのロシア軍の撤退と、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるべきである。

併せて、現地在留邦人の確実な保護や我が国経済社会に生じる影響への対策を講じるとともに、国際社会と連携し制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応をとるよう強く訴えるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

熊本県議会